

これまでの経緯について

(平成30年)

- 7月 4日(水) ・ 佐野前科学技術・学術政策局長が受託収賄容疑で逮捕。
- 7月24日(火) ・ 佐野前局長が受託収賄容疑で起訴。
・ 東京医科大学に対して入試についての報告聴取を行うよう大臣から指示。
- 7月25日(水) ・ 東京医科大学に対して入試の実施状況について調査・報告するよう指導。
- 7月26日(木) ・ 川端前国際統括官が収賄容疑で逮捕。
- 8月 7日(火) ・ 東京医科大学から入試についての報告聴取。
- 8月10日(金) ・ 「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」の設置等について公表。
- 8月15日(水) ・ 川端前国際統括官が収賄容疑で起訴。

被告人

- 1 佐野 太（国家公務員）
- 2 臼井正彦（医師）
- 3 鈴木 衛（医師）
- 4 谷口浩司（会社役員）

公訴事実の要旨

被告人佐野太は、平成28年6月21日から平成29年7月10日までの間、文部科学省大臣官房長として、同省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査、国会との連絡及び同省の所掌事務に関する総合調整に関する事務等を掌理することを職務とし、同月11日から平成30年7月4日までの間、同省科学技術・学術政策局長の職にあったもの、被告人臼井正彦は、学校法人東京医科大学の理事長であったもの、被告人鈴木衛は同大学の学長であったもの、被告人谷口浩司はコンサルタント会社の役員であったものであるが

- 1 被告人佐野は、平成29年5月、東京都内の飲食店において、前記臼井から、文部科学省による私立大学等の支援事業に関し、東京医科大学が同事業の支援対象校に選定されるよう、同大学が同省に提出する「事業計画書」の記載等について助言・指導するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたい旨の請託を受け、その謝礼として供与されるものであることを知りながら、前記臼井及び前記鈴木から、同大学の平成30年度入学試験を受験した自己の子に対し、平成30年2月、同試験の点数の加算を受けた上、同月、同試験の合格者の地位の付与を受け、もって自己の職務に関し請託を受けて賄賂を収受した。（受託収賄）
- 2 被告人臼井及び被告人鈴木は、共謀の上、1記載の請託に関する謝礼として、前記入学試験を受験した前記佐野の子に対し、平成30年2月、同試験の点数を加算した上、同月、同試験の合格者の地位を付与し、もって前記佐野の職務に関し賄賂を供与した。（贈賄）
- 3 被告人谷口は、前記佐野が1記載の犯行に及んだ際、その情を知りながら、平成29年5月、前記佐野が前記臼井から1記載の請託を受けるに当たり、会食の場を設けて両者を面会させた上、同年6月頃、前記佐野による前記「事業計画書」の記載等についての助言・指導の内容を前記臼井らに伝えるなどし、もって前記佐野の犯行を容易にしてこれを幫助した。（受託収賄幫助）

被疑者

- 1 川端 和明（国家公務員）
- 2 谷口 浩司（会社役員）

公訴事実の要旨

被告人川端和明は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事として、理事長を補佐して、同機構の経営に当たるとともに、広報普及など広報部の業務及び契約など契約部の業務等を所管することを職務としていたもの、被告人谷口浩司は、コンサルタント会社の役員であったものであるが

- 1 被告人川端は、前記谷口らから、前記コンサルタント会社の営業相手において同機構から宇宙飛行士の講師派遣を受け、あるいは、同社の営業相手に対し前記谷口らが同機構の人工衛星を利用した業務を提案するに当たり、被告人川端から助言・助力を受けるなど、同社のコンサルタント業務等に関して有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨又はそのような有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、平成27年8月から平成29年3月までの間、約20回にわたり、東京都内の飲食店等において、飲食等の接待を受けるとともに、平成28年12月、東京都内において、タクシーチケット1冊の供与を受け（合計約150万円相当）、もって自己の職務に関して賄賂を収受した
- 2 被告人谷口は、同社の関係者と共謀の上、前記川端に対し、1記載の趣旨のもとに、平成27年8月から平成29年3月までの間、約20回にわたり、前記飲食店等において、飲食等の接待をするとともに、平成28年12月、東京都内において、タクシーチケット1冊を供与し（合計約150万円相当）、もって前記川端の職務に関して賄賂を供与したものである。